

# 2026年(令和8年)6月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になります。

○入院時の食事代は、診察や薬代などの費用とは別に  
下記金額が自己負担として必要です。

70歳未満	70歳以上	標準負担額 (1食あたり)	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
○一般	○一般	510円	550円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病患者	
		300円	330円
○低所得者 (住民税非課税)	○低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		240円	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	
		190円	220円
該当なし	○低所得者Ⅰ (※2)	110円	130円

【入院時1食あたりの負担額】

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。